

エコアクション21

環境活動レポート

2014年度版

(対象期間: 2014年4月1日から2015年3月31日)
(発行日: 2015年5月16日)



 東邦車輦株式会社

The logo of Tokai Vehicle Co., Ltd. is a blue circle containing a stylized white bird or wing shape. To its right is the company name '東邦車輦株式会社' in black Japanese characters.

目次

1. 組織の概要・・・P3
 - 1) 事業所名及び代表者名・・・P3
 - 2) 所在地・・・P3
 - 3) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先・・・P3
 - 4) 責任及び権限・・・P3～4
 - 5) 事業の内容・・・P4
 - 6) 事業の規模・・・P4
2. 認証・登録対象範囲・・・P4
3. 環境方針・・・P4
4. 環境目標・・・P5
 - 1) 中期環境目標・・・P5
 - 2) 環境への負荷実績・・・P5～6
5. 環境活動計画・・・P7
6. 環境目標の実績とその評価・・・P8
7. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容・・・P8
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反訴訟等の有無・・・P8～10
9. 代表者による全体評価と見直しの結果・・・P11～12
10. 社内菜園の取組み・・・P12

1. 組織の概要

1) 事業者名及び代表者名
東邦車輛株式会社
社長

辻 和弘

2) 所在地

東邦車輛環境活動（EA21）組織図

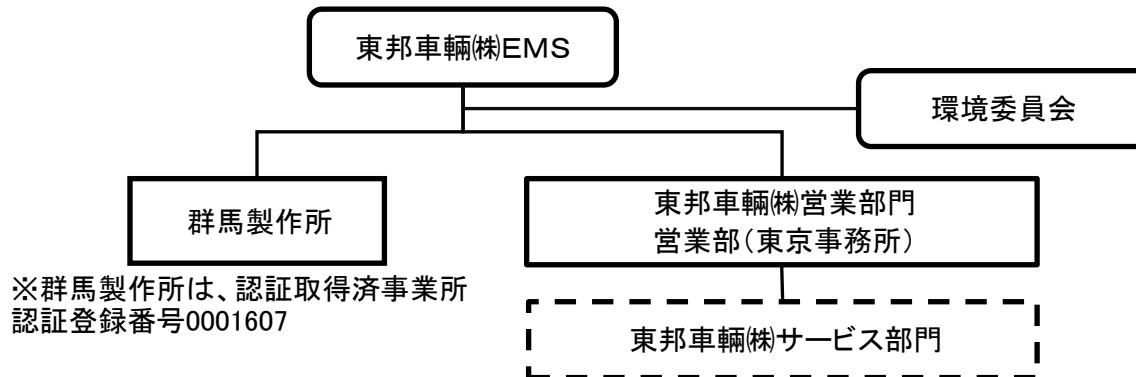


図1：東邦車輛環境活動組織図

群馬製作所所在地 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地
営業部門所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3丁目2番43号
営業部門は2014年度から活動開始 2015年度拡大審査予定
※点線枠内のサービス部門は、2016年度に拡大審査を行う予定。

3) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 : 谷 長 幸 生産管理部部長
担当者 : 長 嶋 隆 生産技術課課長
連絡先 : 電話 0276-99-1012 FAX 0276-99-1022

4) 責任及び権限

表1: 責任及び権限

| 担 当 | 責 任 及 び 権 限 |
|----------------|-------------------------------------|
| 最高責任者（サイトの経営者） | 1)環境方針の作成・周知 |
| | 2)環境管理責任者の任命 |
| | 3)環境マニュアルの承認 |
| | 4)EMSの実施および管理に必要な資源の準備 |
| | 5)製作所全体環境活動計画書の承認 |
| | 6)マネジメントレビューの実施 |
| | 7)環境活動レポートの承認(外部への公表の承認を含む) |
| 管理責任者 | 1)EMSの構築(環境マニュアルの審査)・運用 |
| | 2)製作所全体環境活動計画書の審査 |
| | 3)実施状況の最高責任者への報告(マネジメントレビューへのインプット) |
| | 4)EMS教育の計画・実施責任者 |
| | 5)環境活動レポートの審査 |

| 担当 | 責任及び権限 |
|----------------|---|
| EMS事務局(生産技術課長) | 1)環境マニュアルの作成・配付管理 |
| | 2)製作所全体環境活動計画書の作成 |
| | 3)環境委員会の開催 |
| | 4)環境活動レポートの作成 |
| | 5)製作所全体年間環境教育計画書の作成 |
| | 6)環境負荷に対する教育・訓練の計画・実施 |
| | 7)外部からの苦情・要望受付, 処理 |
| | 8)法令規制事項の取りまとめ, 最新情報の入手管理 |
| | 9)環境上の想定される緊急事態の取りまとめ |
| | 10)緊急連絡網の作成、維持管理 |
| | 11)環境上の緊急事態への定期的訓練の計画・実施 |
| | 12)化学物質の取扱いに関する管理 |
| 各チームリーダー | 1)チームの環境目標を作成する(チームの環境活動計画書を含む) ※チームリーダーにはそれぞれの活動における, 実行・実施の権限がある |
| 環境委員会メンバー | 1)各チームの環境活動をフォロー 2)製作所全体の環境に関する事項を討議 |

5)事業の内容

特装自動車の開発・設計・製造・販売・サービス
 主要な製品:トレーラ、ローリ、アルミバン、飼料運搬車、吸引作業車

6)事業の規模

表2:事業の規模

| 活動規模 | 単位 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 |
|------|----------------|---------|---------|---------|
| 売上高 | 百万円 | 8,517 | 10,317 | 10,736 |
| 従業員 | 人 | 353 | 418 | 570 |
| 敷地面積 | m ² | 111,000 | 111,000 | 111,000 |
| 建屋面積 | m ² | 32,220 | 32,220 | 32,220 |

※敷地面積は群馬製作所のみ。営業部門は、賃借。

2. 認証・登録対象範囲

認証登録対象組織 東邦車輛株式会社
 群馬製作所: 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地
 営業部門(2015年度拡大審査予定)
 : 神奈川県横浜市鶴見区尻手3丁目2番43号

認証登録の対象活動範囲 : 特装自動車の開発・設計・製造・販売・サービス

3. 環境方針

私達は、地球環境問題を自らの課題と認識し、「特装自動車」の設計・調達・生産・販売・発送業務を通して、環境にやさしい下記の活動の実践により、社会に貢献します。

1. 環境負荷低減を目指した製品開発・環境負荷の低い製品の販売に努めます。
2. 供給者との良好な関係を保ちながらグリーン調達を推進します。
3. 環境関連の法規制および当社が合意した取り決めに遵守します。
4. 資源とエネルギーの有効利用ならびに廃棄物の削減に対する環境目標を定め、目標達成のために次の活動を行い、定期的な評価と必要な是正を行います。
 - a) 電気・燃料・水道使用量の削減
 - b) 人・生態系に有害な化学物質使用量の削減
 - c) 紙資源の有効活用と使用量の削減
 - d) 廃棄物の再資源化率向上
5. 全従業員にこの環境方針を含む環境教育を行い、環境への意識向上に努めると共に全員参加で環境改善活動を行います。

2014年6月12日 改定 東邦車輛株式会社サイト最高責任者

辻 和弘

4. 環境目標

環境への負荷状況と取組状況のチェック結果をもとに、温室効果ガス排出量、廃棄物排出量、総排水量などの削減に取り組む事とした。

また、環境の取組を「企業の最も重要な戦略の一つ」と捉え、事業活動の中に明確に位置付けた。尚、環境保全の取組として、事業活動へのインプットに関する項目、事業活動からのアウトプットに関する項目、環境経営システムに関わる項目に積極的に取り組む事とした。

環境負荷と環境への取組結果を踏まえ、定めた環境負荷低減の為の中期目標は次の通りである。

1) 中期環境目標

2015年度以降の中期目標の基準年:2014年度(2013年4月～2014年3月)とする。

表3:中期環境目標

| アウトプット項目 | 2014年度目標 | 2015年度目標 | 2016年度目標 | 2017年度目標 |
|---------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)(kg)/売上高(百万円) | 235.9 | 200.1 | 198.2 | 196.1 |
| 総廃棄物排出量(kg)/売上高(百万円) | 27.0 | 30.9 | 30.6 | 30.3 |
| 総排水量(m ³)/売上高(百万円) | 2.92 | 1.34 | 1.32 | 1.31 |
| 機種ごと負荷物質含有部品の特定 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 機種ごと負荷含有部品の代替品調査 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 製品の研究・開発 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 環境負荷物質フリー宣言 | 1 | 1 | 1 | 1 |

二酸化炭素換算係数:0.332(kg/kWh)

営業部門

| アウトプット項目 | 2014年度目標 | 2015年度目標 | 2016年度目標 | 2017年度目標 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 管理数値(電気)削減 | - | 239.7 | 237.3 | 234.8 |
| 管理数値(ガス)削減 | - | 3.8 | 3.8 | 3.7 |
| 管理数値(水道)削減 | - | 27.66 | 27.38 | 27.10 |

営業拠点は他社と共用フロアの為管理数値を人員割合で出しているため単位はなし

環境への負荷チェック

当サイトの業務内容は、製造業で、環境負荷として主に考えられるものは、温室効果ガス排出量、総廃棄物排出量、PRTR対象物質排出・移動量及び総排水量が該当する。これらのことより環境負荷数値として捉えたものは表4、5のとおりである。

当サイトの環境負荷の概要は、次のとおりである。

◎製作所

(二酸化炭素)

- ・二酸化炭素排出量の内訳は、購入電力から64%、残り36%が化石燃料(LPG、軽油等)である
- ・電力使用量の内訳は、塗装棟(倉庫含)38%、組立棟37%事務所13%その他12%である
尚、主な電力消費設備としては、コンプレッサー、塗装設備、照明、溶接機が挙げられる
- ・LPGは、主に乾燥設備燃料やフォークリフトの燃料として使用

(産業廃棄物)

- ・当サイトの主な産業廃棄物は、汚泥、廃塗料、廃油、廃シンナー、廃プラ、ガラスくず、金属くずである
- ・100%リサイクルできない産業廃棄物は、主にガラスくず、有価物取引のできない金属くずである

(化学物質)

- ・化学物質として排出している主な物質は塗料、シンナー、シール材に含有するものである

(総排水量)

- ・主な排水は塗装前処理洗浄排水、生活排水、製品検圧/検量/テスト用水である
(総排水は水使用量にて代用する)

◎営業部門

(二酸化炭素)

- ・二酸化炭素排出量の内訳は、購入電力から54%、残り46%が化石燃料(都市ガス)である

(総排水量)

- ・主な排水は、生活排水である (総排水は水使用量にて代用する)

コア指数

表4:インプット項目

| インプット項目 | 単位 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 |
|-----------|---------------------|--------------|--------------|--------------|
| 総エネルギー投入量 | MJ | 46,659,338.2 | 49,715,786.9 | 51,316,117.5 |
| 売上高当たり | MJ/百万円 | 5,477.9 | 4,837.6 | 4,780.0 |
| 総物質投入量 | t | 8,281,222.0 | 12,374,080.7 | 13,642,659.8 |
| 売上高当たり | t/百万円 | 972.2 | 1,204.0 | 1,270.8 |
| 水資源投入量 | m ³ | 17,541.0 | 16,743.0 | 14,419.0 |
| 売上高当たり | m ³ /百万円 | 2.1 | 1.6 | 1.3 |

表5:アウトプット項目

| アウトプット項目 | 単位 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 |
|--------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| 温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算) | kg | 2,094,732.3 | 2,257,559.9 | 2,320,000.2 |
| 売上高当たり | kg/百万円 | 245.9 | 219.7 | 216.1 |
| PRTR物質排出・移動量 | kg | 22,374.7 | 24,512.5 | 53,675.3 |
| 売上高当たり | kg/百万円 | 2.6 | 2.4 | 5.0 |
| 廃棄物総排出量 | kg | 474,244.0 | 573,062.0 | 558,388.0 |
| 売上高当たり | kg/百万円 | 55.7 | 55.8 | 52.0 |
| 廃棄物最終処分量 | kg | 0.0 | 580.0 | 0.0 |
| 売上高当たり | kg/百万円 | 0.0 | 0.1 | 0.0 |
| 総排水量 | m ³ | 17,541.0 | 16,743.0 | 14,419.0 |
| 売上高当たり | m ³ /百万円 | 2.1 | 1.6 | 1.3 |

二酸化炭素換算係数:0.332(kg/kWh)

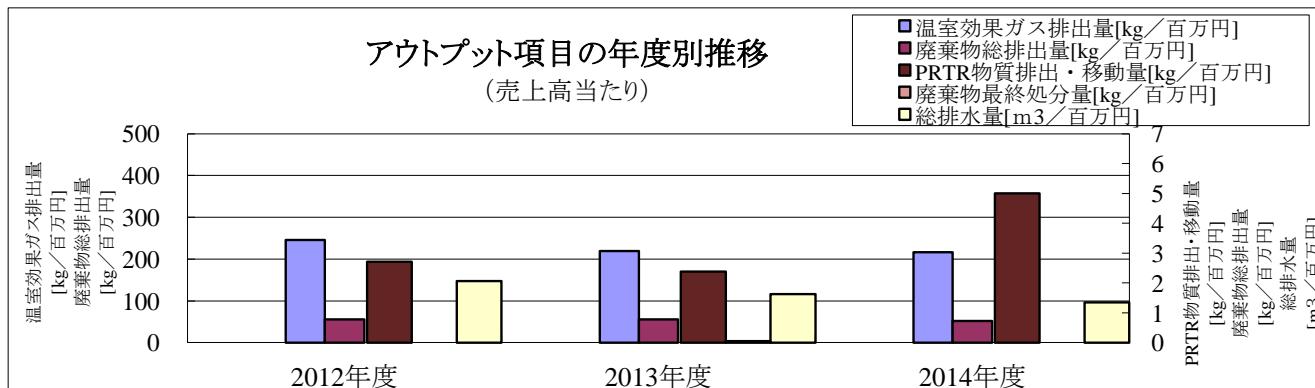
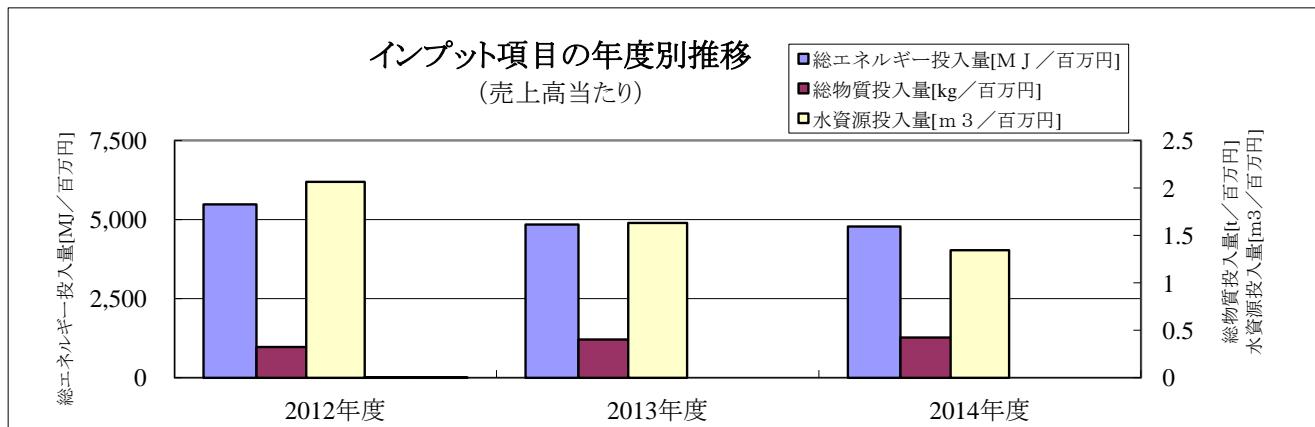


表4-2 インプット項目(営業部門)

| インプット項目 | 単位 | 2014年度 |
|-----------|---------------------|--------|
| 総エネルギー投入量 | MJ | 55310 |
| 売上高あたり | MJ/百万円 | 3.3 |
| 水資源投入量 | m ³ | 2694 |
| 売上高あたり | m ³ /百万円 | 0.16 |

表5-2 アウトプット項目(営業部門)

| アウトプット項目 | 単位 | 2014年度 |
|--------------------|---------------------|--------|
| 温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算) | kg | 2367 |
| 売上高あたり | kg/百万円 | 0.14 |
| 総排水量 | m ³ | 2694 |
| 売上高あたり | m ³ /百万円 | 0.16 |

5. 環境活動計画

主要な環境保全に向けた具体的な取組内容を以下に示す。

1) 温室効果ガス排出量削減

- ①工場棟の電力削減
- ②事務棟の電力削減
- ③塗装棟の電力削減
- ③フォークリフトの消費燃料の削減

2) 廃棄物総排出量削減

- ①事務所棟内の紙ごみの削減
- ②廃棄物パトロールの実施
- ③調達方法の検討

3) 総排水量削減

- ①検量検定、検圧工程で使用する工業用水の管理
- ②雨水利用の検討
- ③上水の使用量の削減

4) グリーン購入による化学物質の使用量の削減

- ①環境負荷物質の理解
- ②環境負荷物質含有調査
- ③車体工業会にてトレーラ機種における環境負荷物質フリー宣言の実施

5) 環境配慮設計製品の開発

- ①輸送効率向上、エアサスペンションの軽量化

6) 営業部門の啓蒙活動及び管理数値設定

- ①節電、節水等の啓蒙活動
- ②管理数値の設定

6. 環境目標の実績とその評価

今年度の活動を環境管理責任者と環境担当事務局が環境目標の実績の評価を行った。

評価結果は次の通りである。

表7: 環境目標の実績とその評価

| No | 推進項目 | 単位 | 今年度目標 | 今年度実績 | 評価 |
|----|---------------------------|---------------------|--------|----------|----|
| 1 | 温室効果ガス排出量の削減 (売上高当たり) | kg/百万円 | 235.9 | 197.3 | ○ |
| 2 | 廃棄物総排出量の削減 (売上高当たり) | kg/百万円 | 27.0 | 31.2 | × |
| 3 | 総排水量の削減(水使用量) (売上高当たり) | m ³ /百万円 | 2.92 | 1.34 | ○ |
| 4 | 機種ごと負荷物質含有部品の特定 | 件 | 1 | 0 | × |
| 5 | 機種ごと負荷含有部品の代替品調査 | 件 | 1 | 0 | × |
| 6 | 製品の研究・開発 | 件 | 1 | 2 | ○ |
| 7 | ゴールドラベル取得推進 | 件 | 2 | 2 | ○ |
| 8 | 営業拠点毎の活動展開 | — | 活動実績 | 啓蒙活動実施 | ○ |
| | 営業部門の管理数値の確立 | — | 管理数値設定 | 管理数値設定完了 | ○ |

二酸化炭素換算係数: 0.332(kg/kWh)

- ・「温室効果ガス排出量」が目標値の17%減で目標を達成
- ・「廃棄物総排出量の削減」の実績値が目標値の7%減で目標達成

7. 環境への取組結果、次年度取組内容

7.1 取組結果

- ・エネルギーチーム : 組立棟、塗装棟の省エネ型照明への交換、照明スイッチ区画の見直し
LPG燃料使用量の削減、構内車両のアイドリングストップ励行
- ・廃棄物削減チーム : 廃棄物パトロールの実施による、分別ルールの徹底、事務棟紙ごみの分別ルールの徹底、紙ゴミの有価売却の推進
- ・水削減チーム : 工業用水、上水の入水量測定による異常点検、上水蛇口元バルブの締め込みによる節水、節水を意識できる啓蒙チラシの作成、夏季浴槽の使用停止による上水使用量の削減
- ・製品対応チーム : 環境負荷物質低減活動の啓蒙チラシの作成、PRTR法勉強会の実施とMSDSデータベースの更新、エアサス軽量化
- ・営業部門は啓蒙活動及び管理数値設定 完了

7.2 次年度取組内容

- ・工場内車両の燃料消費量調査と削減案の検討
- ・省エネルギー法の教育
- ・工場の電力使用量の削減
- ・工場内の端材管理
- ・廃棄物処理法の教育
- ・事務棟内の紙ごみ削減継続
- ・前処理薬液と処理薬液の管理による汚泥量削減案の立案と実施
- ・検量検定時における工業用水の節水管理
- ・雨水利用による工業用水使用量の削減
- ・水質防止汚濁防止法の教育
- ・環境負荷物質の含有調査
- ・環境負荷物質の削減
- ・輸送効率向上製品の販売、改良
- ・営業部門は新たに設定した目標に向けて活動の実施

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

なお、関係当局より違反等の指摘は、当サイト操業開始以来無し。

表8: 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

| 内 容 | 前年度までの結果 | 今年度の結果 |
|---------|----------|--------|
| 法律違反の有無 | 無 | 無 |
| 訴訟の有無 | 無 | 無 |

表9:環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無の一覧

| No. | 法律名 | 質問内容 | 該当の有無 | 遵法状況 | | | | | |
|--|------------------------------------|--|---------|--|------|---|---|---|--|
| | | | | 群馬製作所 | 営業部門 | | | | |
| 1 | 公害防止組織法 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | ・ 製造業(物品の加工業も含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業をおこなっているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 特定公害発生施設を設置している特定工場か。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 公害防止統括者及び代理者を選任・届出しているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 公害防止管理者及び公害防止主任管理者の有資格者がいるか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 都道府県の立ち入り検査が過去にあったか。 | 有 | ○ | | | | | |
| 2 | 循環型社会 形成推進基本法 | 原材料が廃棄物とならないようにしているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 廃棄物とせず、資源となったものをみずからのリサイクルシステムで利用しているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 廃棄物となったものは適切に処分しているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 設計や素材の成分表示などでリサイクル促進をすすめているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 循環資源の利用ができる場合に事業活動に際して循環的な利用をおこなっているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | エコ商品を使用しているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 循環型社会に貢献する努力をしているか。(具体的な内容を記載する。) | 有 | ○ | | | | | |
| 3 | 廃棄物処理法 | ・ 廃棄物を排出しているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | ・ 廃棄物を排出する事業者の場合、 1. 事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任で適切に処理しているか。 | 有 | ○ | | ○ | | | |
| | | 2. 事業活動によって生じた廃棄物の再利用などしているか。 | 有 | ○ | | ○ | | | |
| | | ・ 産業廃棄物の場合、 1. 産業廃棄物の保管を適切に行っているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 2. 保管場所には廃棄物の種類、管理者名、連絡先などを明示した掲示板があるか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 1. 収集運搬者、処理業者への委託が許可を受けた者であるかどうかの確認はしているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 2. 収集運搬者、処理業者と個別に委託契約を結んでいるか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 3. 管理票(マニフェスト)を交付しているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | ・ 特別管理産業廃棄物について 1. 処理基準をみたしているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 2. 特別管理産業廃棄物排出事業場において特別管理産業廃棄物管理責任者をおいているか。(厚生省による資格) | 有 | ○ | | | | | |
| | | 3. 所定事項を記述した帳簿を備えているか。5年間の保管を守っているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 4. 所定事項を記載した報告書を毎年5月末日までに都道府県知事に提出しているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 5. マニフェストを作成しているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 4 | 水質汚濁防止法 | ・ 特定施設があり、公共用水域に水を排出しているかいないか。 | | | 有 | ○ | |
| | | | | ・ 貯油施設(重油その他政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めたもの)などを設置する事業所から事故などにより油を含んだ水を排出する事業場かどうか。 | | | 有 | ○ | |
| ・ 特定施設にかからないか。 (有害物質を含む汚水や廃液を排出する施設、その他生活環境に被害を生ずる恐れがある汚水や廃液を排出する施設で政令で定めるもの) | 有 | | | ○ | | | | | |
| ・ 特定施設の届出(設置届、変更届)をしているか。 | 有 | | | ○ | | | | | |
| ・ 汚染状態の測定及び記録はあるか。 | 有 | | | ○ | | | | | |
| ・ 排出基準を遵守しているか。 | 有 | | | ○ | | | | | |
| 1. 排水基準 ③ 条例などはないか。基準にそっているか。 | 有 | | | ○ | | | | | |
| ・ 事故時に応急の措置を行い、届出をおこなったことがあるか。 | 有 | | | ○ | | | | | |
| 事故時の応急措置マニュアルを整備しているか | 有 | | | ○ | | | | | |
| 5 | 浄化槽法 | | | 公共用水域に、し尿及び雑排水を放流しているか。 | 有 | ○ | | | |
| | | 浄化槽を持っているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 浄化槽を工事し、保守、点検、清掃しているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 指定検査機関であるか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 浄化槽の設置、構造等の変更を知事等への届出をしているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 指定検査期間の水質検査を受けているか。 | 有 | ○ | | | | | |
| | | 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検等を行っているか。 | 有 | ○ | | | | | |

| No. | 法律名 | 質問内容 | 該当の有無 | 遵法状況 | |
|----------------------------------|-------|---|---------|---|------|
| | | | | 群馬製作所 | 営業部門 |
| 6 | 騒音規制法 | ・政令で指定した特定施設を有しているか。 | 有 | ○ | |
| | | ・指定地域内の特定施設設置時に届出をしているか。 | 有 | ○ | |
| | | ・変更届をしているか。 | 有 | ○ | |
| | | ・規制基準を遵守しているか。(うわのせ条例基準を遵守しているか) | 有 | ○ | |
| 7 | 振動規制法 | ・政令で指定した特定施設を有しているか。 | 有 | ○ | |
| | | ・継続的に一定の業務のために使用される場としての事業場をもっているか。 | 有 | ○ | |
| | | ・指定地域内の特定施設設置時に届出をしているか。 | 有 | ○ | |
| | | ・変更届をしているか。 | 有 | ○ | |
| | | ・規制基準を遵守しているか。(うわのせ条例基準を遵守しているか) | 有 | ○ | |
| 8 | PRTR法 | 施行令3条に定めた業種であるか。(製造業、燃料小売業、機会修理業、商品検査業、自然化学研究所、鉄道業、金属鉱業、原油及び天然ガス鉱業、下水道業、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者であるか。) | 有 | ○ | |
| | | 以上にあてはまり、常用雇用者数21名以上であるか。 | 有 | ○ | |
| | | 1.第1種指定化学物質の年間1トン以上の取り扱いがあるか。(第1種指定化学物質参照) | 有 | ○ | |
| | | 第一種指定化学物質取扱業者において、事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量および移動量の把握をしているか。 | 有 | ○ | |
| | | 指定化学物質の譲渡に際し、MSDSを提供しているか。 | 有 | ○ | |
| | | 指定化学物質等の管理状況を届出しているか。 | 有 | ○ | |
| 9 | 消防法 | 消防法に規定する危険物を指定数量以上貯蔵またはとりあつかっているか。 | 有 | ○ | |
| | | 貯蔵、取扱所等の設置・変更のために市町村等の許可があるか。 | 有 | ○ | |
| | | 危険物貯蔵・取扱を危険物施設の中でおこなっているか。 | 有 | ○ | |
| | | 危険物取扱者を設置しているか。 | 有 | ○ | |
| | | 貯蔵、取扱所の作業は危険物取扱者かその立会いのもとで行われているか。 | 有 | ○ | |
| | | 特定の危険物施設にあたる場合に危険物保安監督者をおいているか。 | 有 | ○ | |
| | | 危険物を取り扱っているか。 | 有 | ○ | |
| | | 危険物取扱又は保管施設として届け出しているか。 | 有 | ○ | |
| | | 危険物取扱者の有資格者がいるか。 | 有 | ○ | |
| | | 10 | 高圧ガス保安法 | 高圧ガスを製造、輸入、貯蔵、販売、移動、消費、廃棄、または容器の製造取り扱いをしているか。(高圧ガスについては定義を参照) | |
| 製造者の場合、 | 有 | | | ○ | |
| 1.新設変更知事に許可があるか。 | 有 | | | ○ | |
| 2.定期的な保守検査と自主検査をしているか。 | 有 | | | ○ | |
| 3.危害予防規定を定めて知事に届出し、遵守しているか。 | 有 | | | ○ | |
| 4.保安統括者など適切な人を法廷責任者に専任しているか。 | 有 | | | ○ | |
| 5.従業員に保安教育を施しているか。 | 有 | | | ○ | |
| 6.帳簿への記載をしているか。 | 有 | | | ○ | |
| 7.危険時の措置及び届出をしているか。 | 有 | | | ○ | |
| 高圧ガスを置いているか。その場合には、 | 有 | | | ○ | |
| 1.貯蔵の基準に従っているか。 | 有 | | | ○ | |
| 2.知事への届出許可があるか。 | 有 | | | ○ | |
| 高圧ガスを使用しているか。その場合には、 | 有 | | | ○ | |
| 1.消費の20日前に知事へ届出しましたか。 | 有 | | | ○ | |
| 2.消費基準にしたがって施設の設置・維持をしているか。 | 有 | | | ○ | |
| 3.取り扱い主任者を選任し、届出て保安について監督させているか。 | 有 | ○ | | | |
| 4.定期的な自主点検をしているか。 | 有 | ○ | | | |
| 5.従業員に保安教育をおこなっているか。 | 有 | ○ | | | |

| No. | 法律名 | 質問内容 | 該当の有無 | 遵法状況 | |
|-----|-----------------|--|-------|-------|------|
| | | | | 群馬製作所 | 営業部門 |
| 11 | 労働安全衛生法 | 有害物質を扱っているか。 | 有 | ○ | / |
| | | 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質など障害予防規則、粉塵障害予防規則、電離放射障害予防規則、化学物質などの危険有害性等の表示に関する指針(MSDS)の適用にあたるか。 | 有 | ○ | |
| | | 有害物を取り扱い、有害な作業場において必要な措置を講じているか。 | 有 | ○ | |
| | | 作業主任者をおいているか。 | 有 | ○ | |
| | | 健康診断をしているか。 | 有 | ○ | |
| 12 | 公害犯罪の処罰法 | | 有 | ○ | / |
| 13 | 公害健康被害補償法 | | 有 | ○ | / |
| 14 | 条例(群馬県)(邑楽町) | 廃棄物処理法、水濁法、浄化槽法、騒音・振動規制法、大防法、悪臭防止法 | 有 | ○ | / |
| 15 | 大気汚染防止法 | ばい煙をだす施設の届出(設置届・変更届)を出しているか。 | 有 | ○ | / |
| | | 揮発性有機化合物排出施設の届出(設置届・変更届)を出しているか。 | 有 | ○ | |
| | | 測定結果に対して分析をおこなったか | 有 | ○ | |
| 16 | 省エネルギー法 | エネルギー指定事業者指定されているか | 有 | ○ | / |
| | | 定期報告書、中長期計画書を提出したか | 有 | ○ | |
| | | エネルギー管理員又は、エネルギー管理士を選任したか | 有 | ○ | |
| | | エネルギー管理員選任届出書提出 | 有 | ○ | |
| 17 | フロン回収・破壊法 | フロン回収・破壊法(エアコン・業務用冷凍機) | 有 | ○ | / |
| 18 | 車体工業会の環境取り組み | 解体マニュアルの作成および公開 | 有 | ○ | ○ |
| | | 環境負荷物質の使用削減 | 有 | ○ | ○ |
| 19 | 新明和グループ環境保全行動指針 | 新明和グループ環境保全行動指針に沿った環境活動を実施しているか | 有 | ○ | ○ |

9. 代表者による全体の評価と見直しの結果

1. 管理責任者から最高責任者への報告

| 項目 | 報告事項 |
|------------------|---|
| ○環境活動計画の実施及び運用結果 | |
| ・エネルギー削減チーム | <ul style="list-style-type: none"> ・組立棟、塗装棟の省エネ型照明への交換や電力使用量の掲示 ・組立棟、塗装棟の照明区画の確認、変更検討、表示 ・灯油配給量の削減 ・LPGフォークリフト、構内車の燃費管理 |
| ・廃棄物削減チーム | <ul style="list-style-type: none"> ・定着した廃棄物パトロールの実施により、分別ルールの徹底 ・事務棟紙ごみの分別ルールの徹底(見直しと再表示) ・紙ゴミの有価売却の推進 |
| ・水チーム | <ul style="list-style-type: none"> ・工業用水、上水入水量の測定における異常時の早期把握 ・上水の効果的な節水策の実施(夏の風呂停止) ・上水蛇口元バルブの締め込みによる節水 ・油水分離槽の清掃 ・節水を意識できる啓蒙チラシの作成 |
| ・製品対応チーム | <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷物質低減活動の認知度UPチラシの作成 ・PRTR法勉強会の実施とMSDSデータベースの更新 ・タンクローリ、タンクトレーラのゴールドラベル取得準備 ・環境配慮製品の開発 |
| ・営業部門チーム | <ul style="list-style-type: none"> ・啓蒙活動 ・管理数値の設定 |
| ○環境目標の達成状況 | |
| ・二酸化炭素排出量の削減 | 合計目標値に対して、20%減で目標達成。個別では、LPGが目標達成。軽油、灯油が目標未達。 |
| ・廃棄物排出量の削減 | 「廃棄物総排出量の削減」の実績値が目標値の16%増で目標未達 |

| | |
|--------------------|---|
| ・総排水量の削減 | 総排水量、工業用水、上水の単体の実績値を含め目標を達成。 |
| ・製品の対応 | タンクローリ、タンクトレーラの2機種がゴールドラベル取得準備活動を完了した。 エアサス軽量化耐久試験装置製作と試験装置の稼働を実施。（但し、軽量化リーフ耐久目標の2/3で破断した。） |
| ・営業部門チーム | ・啓蒙活動の実施 ・管理数値の設定未了 |
| ○環境関連法規等の遵守状況 | 環境関連法規遵守状況チェックリスト（EA-15K-L-0001A）より、法令が遵守されていない項目はありません。 |
| ○外部からの環境に関する苦情や要望等 | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間、地域周辺等からの環境に関する苦情や要望はありません。 |
| ○内部監査結果 | ・環境経営システムがガイドラインで規定する要求事項及び組織が定めたルールに適合している ・環境目標を概ね達成している ・未達成項目について、是正対策を来期の活動計画に組み入れて重点的に活動すること ・作成した文書は採番を行い、管理すること ・環境法令に関わる活動を増やすこと |

2. 最高責任者から管理責任者への指示

| 項目 | 指示事項 |
|-----------|--|
| ○環境方針 | 2014年6月12日 制定より変更無し。 |
| ○環境目標 | 次期中期環境目標設定の際には、設備投資の計画を加味し、積み重ねてきた活動の成果が消えないように十分配慮すること |
| ○環境活動計画 | チラシ・掲示板等を活用し、啓蒙活動を強化すること。 今期、未達となった活動は内容を精査し、次期計画へ盛り込むこと。 |
| ・エネルギーチーム | 車両や部品運搬のあり方を根本から見直して、燃料使用の削減へつなげること。 |
| ・廃棄物削減チーム | コピー用紙の利用そのものを見直し、購入量削減へ繋げること。 木パレットの通い化の取組みを推進するため、調達課へアクションをとること。 |
| ・水チーム | 上水使用用途の分析と啓蒙活動を強化すること。 油水分離層の清掃継続と汚れる原因を追究し、清掃時間の低減に繋げること。 |
| ・製品対応チーム | 機種毎の負荷物質含有部品調査を継続すること。 環境負荷物質フリー宣言を目標として活動すること。 ゴールドラベルを貼ることができる機種を増やしていくこと。 |
| ・営業部門チーム | 管理数値を明確にして、活動を定着化させること。 |
| ○環境経営システム | 環境関連法規の教育を活動計画に盛り込むこと。 |

10. 社内菜園の取組み

従業員一人一人の意識向上と自然に優しい企業のアピールとして、工場内敷地で、野菜を栽培し社員食堂で試食をした